



沖縄県立名護商工高等学校

学校いじめ防止基本方針

～「いじめ」には学校全体で対応し、
生徒が安心して学校生活をおくれる環境をつくる～

いじめ未然防止！

1. 未然防止」
(いじめ・暴力を生まない雰囲気作り)
2. 早期発見」
(いじめ。暴力の小さな芽を見逃さない)
3. 迅速対応」
(被害者を徹底的に守り抜く、
加害者には適切な支援を施し、
再発を防ぐ)

令和7年2月改訂

目 次

I	学校いじめ防止基本方針で目指す学校・生徒像	1
1.	いじめ防止基本方針制定の意義	1
2.	いじめ防止等対策に関する基本理念	1
3.	いじめの定義	1
4.	いじめの認知と対応についての考え方	2
(1)	いじめの4 態様	2
(2)	具体的ないじめの態様（例）	2
(3)	いじめ認知と対応	3
II	校内における委員会（組織）	4
1.	学校におけるいじめ防止等の対策のための組織	4
2.	組織の役割	4
III	いじめの未然防止対策	5
1.	学校全体で取り組む「いじめを許容しない雰囲気」の醸成	5
2.	学校行事等の課外活動を通した「いじめ防止」の意識高揚	5
IV	いじめ等の早期発見	6
1.	各種アンケートによる実態把握	6
2.	日常における教職員の生徒観察	6
3.	保護者・関係機関との連携	6
V	いじめ等への迅速対応	7
1.	被害生徒に対して	7
2.	加害生徒に対して	7
3.	いじめ解消として	7
4.	いじめ等の迅速対応（組織体制図）	8
5.	いじめに対する措置（いじめ事案への対応）	8
VI	重大事態の対応	9
1.	重大事態の発生と調査	9
2.	調査結果の提供及び報告	10
VII	その他いじめ防止等のための対策に関する重要事項	11
1.	年間計画（職員研修、生徒・保護者への周知、いじめ防止等の取組等）による実施	11
2.	PDCA サイクルによる取組の検証・評価と学校いじめ防止基本方針の見直し	11
	いじめ・人権・暴力防止対策委員会記録報告書（記入例）	12
	学校における生徒観察の視点	13
	家庭用「いじめ早期発見チェックリスト」	14

名護商工高等学校

「学校いじめ防止基本方針」

I 学校いじめ防止基本方針で目指す学校・生徒像

1. いじめ防止基本方針制定の意義

基本方針を定める意義としては、

- ① 学校いじめ防止基本方針に基づく対応を徹底し、教職員がいじめを抱え込んではならず、組織として一貫した対応を行う。
- ② いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ示し、生徒及びその保護者に対し、生徒が学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止につなげる。
- ③ 加害者への成長支援の観点から、いじめの加害者への支援につなげる。
の3点を意義として基本方針を定める。

2. いじめ防止等対策に関する基本理念

いじめは、全ての生徒に関係する問題である。よって、いじめの防止等対策は以下の理念を下におこなうものとする。

- ① 全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにする。
- ② 全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるようにする。
- ③ いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識し、国、県、学校、地域住民、家庭その他関係者連携下、いじめの問題を克服することを目指す。

3. いじめの定義

○いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。

4. いじめの認知と対応についての考え方

(1) いじめの4 態様

被害 認知 度	加害者→いじめ加害の認識無 被害者→いじめ被害の認識有 B	加害者→いじめ加害の認識有 被害者→いじめ被害の認識有 A
	C 加害者→いじめ加害の認識無 被害者→いじめ被害の認識無	D 加害者→いじめ加害の認識有 被害者→いじめ被害の認識無

加害認識度

Aの場合(加害生徒・被害生徒ともにいじめ加害・被害の認識有)

例 加害生徒は持ち物を隠したり、弁当を食べてしまったり、いじめ行為と認識した上で嫌がらせを行い、被害生徒はそれを苦痛に感じている。

Bの場合(加害生徒にいじめ加害の認識無・被害生徒にいじめ被害の認識有)

例 加害生徒は会うたびに殴ったり、蹴ったりと一方的に暴力をふるうが、それを友達内の遊びだと思っている。しかし、被害生徒はそれを苦痛に感じている。

Cの場合(加害生徒・被害生徒ともにいじめ加害・被害の認識無)

例 加害生徒はトイレに閉じ込めたり、暴力をふるったりと一方的・継続的に嫌がらせを行っているが、それは友達内の遊びだと思っている。同時に被害生徒については、それをいじめだと捉える力が希薄な性格を有している。しかし、周りから見ると一方的であり、行き過ぎた行為としていじめに見える。

Dの場合(加害生徒にいじめ加害の認識有・被害生徒にいじめ被害の認識無)

例 加害生徒はインターネット上に被害生徒の悪口を書いたり、無断で写真を撮り、載せたりしていた。しかし、被害生徒はその事実を知らなかった。

(2) 具体的ないじめの態様 (例)

	いじめの態様	具 体 例
①	冷やかしゃからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる	・身体や動作について不快なことを言われる ・存在を否定される ・嫌なあだ名をつけられ、しつこく呼ばれる
②	仲間はずれ、集団による無視をされる	・対象の子が来ると、その場からみんないなくなる ・遊びやチームに入れない ・席を離される
③	軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれた、蹴られたりする	・身体をこづかれたり、触って知らないふりをされる ・殴られ、蹴られるのが繰り返される ・遊びと称して対象の子が技をかけられる
④	金品をたかられたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする	・脅かされ、お金を取られる ・靴に画鋸やガムを入れられる ・写真や鞆等を傷つけられる

⑤	嫌なことや恥ずかしい、危険なことをされたり、させられたりする	・万引きやかつあげを強要される ・大勢の前で衣服を脱がされる ・教師や大人に暴言を吐かされる
⑥	パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる	・パソコンや携帯電話での掲示板、ブログに恥ずかしい情報を載せられる ・いたずらや脅迫のメールが送られる ・SNSのグループから故意に外される
⑦	セクシャルハラスメントをされる	・スカートをめくられる、卑猥なことを言われる

これらの「いじめ」中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることも視野に入れて対処する。

(3) いじめ認知と対応

- ① 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立つて行う。
- ② いじめであるか否かの判断にあたっては、当該生徒の表情や様子の細かな観察、行為が起こったときのいじめられた生徒本人や周辺の状況等の客観的な確認を踏まえ、慎重に進める必要がある。つまり「心身の苦痛を感じているもの」が全ていじめと認知されるものとは限らないことに留意する。
- ③ インターネット上で悪口を書かれた生徒がいたが当該生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った生徒に対する指導については法の趣旨を踏まえ適切に対応するものとする。
- ④ いじめられた生徒の立場に立つて「いじめに当たる」と判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らないことに留意する。
- ⑤ いじめとはいえないと判断されるケースにおいても、「心身の苦痛を感じている」生徒がいる場合には、教育相談の観点で当該生徒に対応するよう努める。
- ⑥ 具体的ないじめの態様とその対応については、いじめ等の行為が起きた背景について詳細を明らかにした上で、関係生徒に対するそれまでの指導経緯等も考慮に入れて適切に対応する。その解決に当たっては、学校のみで抱えることなく、警察等の外部関係諸機関へ通報・相談することができる。

Ⅱ 校内における委員会（組織）

1. 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

- ① 「いじめ・人権・暴力防止対策委員会」を設置する。
- ② 「いじめ・人権・暴力防止対策委員会」の構成委員は、校長を委員長とし、当該担任、科長、教育相談、生徒支援部、必要に応じて養護教諭等で構成する。さらに、より実効的ないじめ解決に資するため、必要に応じて、スクールカウンセラーや医療機関、福祉機関の専門家、警察官経験者など外部専門家等を参加・対応させることができる。
- ③ 「いじめ・人権・暴力防止対策委員会」は、機能性を高めるため、適宜状況に応じて参加者を検討し招集する。なお、いじめ等に関する事案が発生した場合はすみやかに招集する。

●組織図

学校の教職員等	外部の専門家
☐ 校長 ☐ 教頭 ☐ HR 担任 ☐ (第1発見者) いじめ発生 (疑いを含む) 緊急会議 ☐ 生徒支援担当教員 ☐ 教育相談係 ☐ ※必要に応じて養護教諭	☐ スクールカウンセラー ☐ 医療機関 ☐ 福祉機関 ☐ 警察官経験者 ☐ 心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者等

2. 組織の役割

①【未然防止】

- いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う。

②【早期発見・事案対処】

- いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う。
- いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や生徒間の人間関係に関する悩みを含む。）があった時には緊急会議を開催するなど、情報の迅速な共有、及び関係生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う。
- いじめの被害生徒に対する支援・加害生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。

③【学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組】

- 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の周知・実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。
- 学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する。
- 学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う。

Ⅲ いじめの未然防止対策

1. 学校全体で取り組む「いじめを許容しない雰囲気」の醸成

全ての生徒を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、教職員・関係者が一体となった継続的取組を目指す。このため、学校教育活動全体を通じ、以下のことに努める。

- ① 授業の充実
(分かる授業を追求し、学力不安の解消を目指し、ストレスの軽減を図る)
- ② HR 活動の充実
(朝の SHR 等における行動観察・Q-U アンケートを活用し、生徒理解に努める)
- ③ 規範意識の醸成
(「決まりを守る心」「自分を律する心」を育て居心地のよい学習環境作りに努める)
- ④ 情報モラル教育の充実 (ネットの活用モラル等の高揚を図る)
- ⑤ 人権意識の高揚 (いじめは人権侵害であるという意識を高める)
- ⑥ 部活動の更なる活性化 (集団行動における協調性やチームワークを学ぶ)
- ⑦ 教師の体罰禁止の徹底 (教師は人権意識の更なる高揚に努め、生徒の模範となる)

2. 学校行事等の課外活動を通じた「いじめ防止」の意識高揚

- ① 歓迎球技大会、宿泊学習、学年集会、体育祭、学園祭、修学旅行等で集団への帰属意識を高め、集団行動のマナーを学ぶ。
- ② 生徒総会、校内弁論大会等で自身の意見を発信する態度、話を聴く態度を学ぶ。
- ③ 交通安全講話、薬物乱用防止講話等において命の大切さを学ぶ。
- ④ エイズ講話、人権講話等において人権意識と多様な価値観を認める寛容さを学ぶ。
- ⑤ サイバー犯罪防止講話等においてインターネットの活用マナーについて学び、ネット利用モラルを高める。
- ⑥ 部活動の活性化を図り、集団への帰属意識、自他の個性の尊重、助け合いの精神、奉仕の精神等を高める。

IV いじめ等の早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多い。よって、いじめ等の早期発見のため、ささいな兆候であっても、いじめではなかと疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視することなく積極的にいじめを認知する。また、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整える。

1. 各種アンケートによる実態把握

- ①学校で定期的に行うアンケート及び実態調査等
 - Q-Uアンケート
 - いじめ生徒アンケート
 - 学校評価生徒アンケート
- ②教育委員会等で行うアンケート及び実態調査等
 - 携帯電話等の情報通信端末の利用に係る実態調査
 - 生活実態調査
- ③臨時的に行うアンケートもしくは実態調査等
 - 状況把握が必要な場合に行う臨時アンケート等

2. 日常における教職員の生徒観察

- ① 担任、教科担当、部活動顧問のそれぞれの視点で生徒を観察する。
- ② 日々の生徒観察から、生徒の変化に気づくよう心がける。
- ③ 変化に気づいたら、一言「声をかける」ことを心がける。
- ④ 気づいた変化を職員間で共有し継続的な見守りを行う。必要に応じて介入し、教育相談につなげることができるようにする。

3. 保護者・関係機関との連携

- ① いじめ防止・解決に向けて、保護者、関係機関と連携する。
- ② 保護者に対して「いじめのない学校づくり」への協働を呼びかける。
- ③ PTA総会、三者面談、学級懇談会、学校ホームページ等で家庭における「いじめ早期発見チェックリスト」の活用等を呼びかける。
- ④ 警察や弁護士会等の関係機関には日頃から関係づくりをすすめ、必要に応じて連絡・相談する。

機関	機関名	連絡先
警 察	名護警察署少年課	TEL 0980-52-0110
児 童 相 談	名護市教育相談室	TEL 0980-53-3187
人権擁護機関	名護人権擁護委員協議会	TEL 0980-52-2729
医 療 機 関	事案により決定	

V

いじめ等への迅速対応

教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、校長・教頭に対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげる。また、被害生徒等を徹底し守り通すという姿勢で対処するとともに、加害生徒等に対しては教育的配慮のもと毅然とした態度で指導を行う。なお、いじめに係る情報を適切に記録する。

1. 被害生徒に対して

- ①いじめ・人権・暴力防止対策委員会において情報共有を行う
- ②事実関係の確認を行う
- ③組織的に対応方針を決定する
- ④被害生徒を徹底して守り通す

2. 加害生徒に対して

- ①当該生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する
- ②これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む

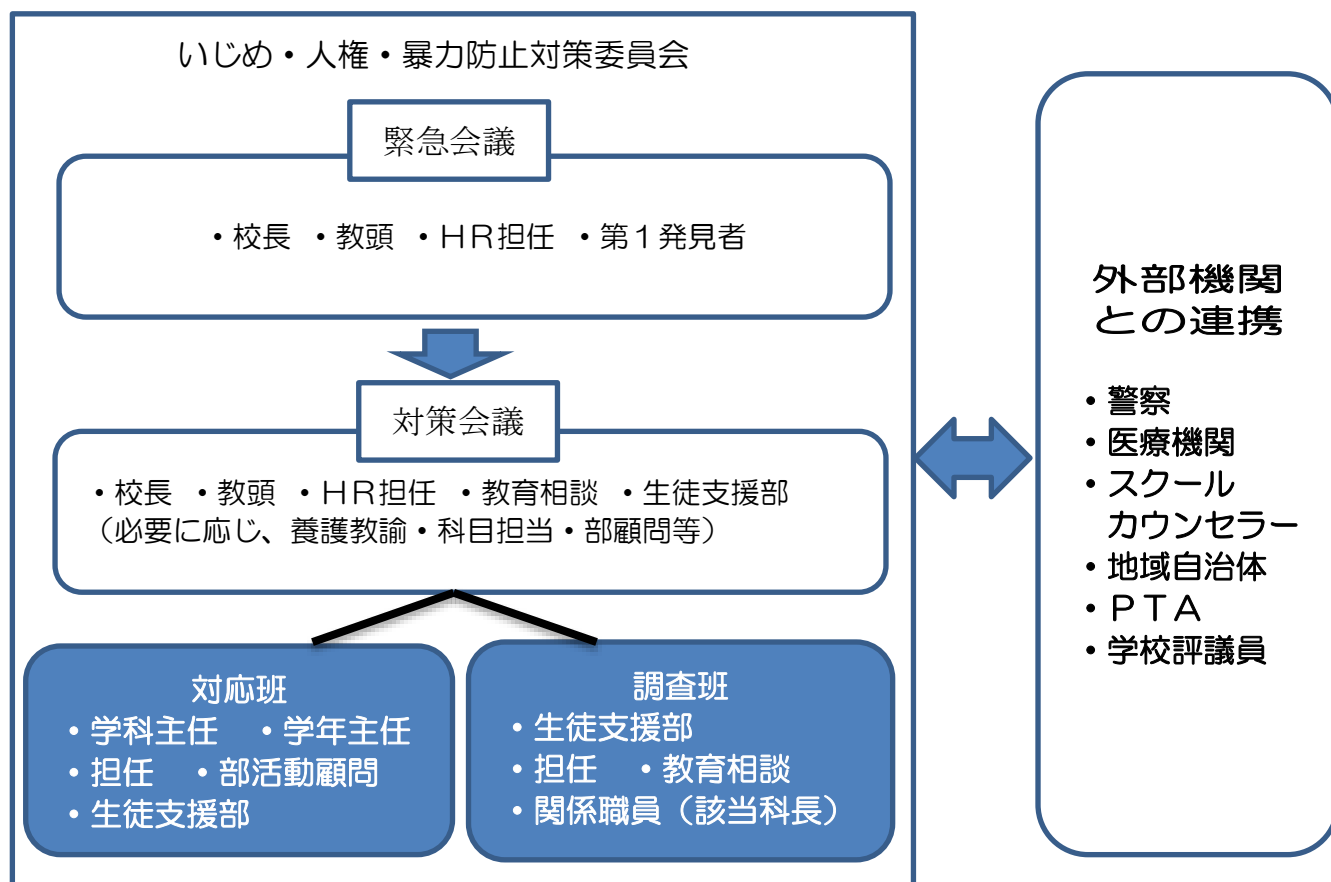
3. いじめ解消として

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが解消している状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされていること。

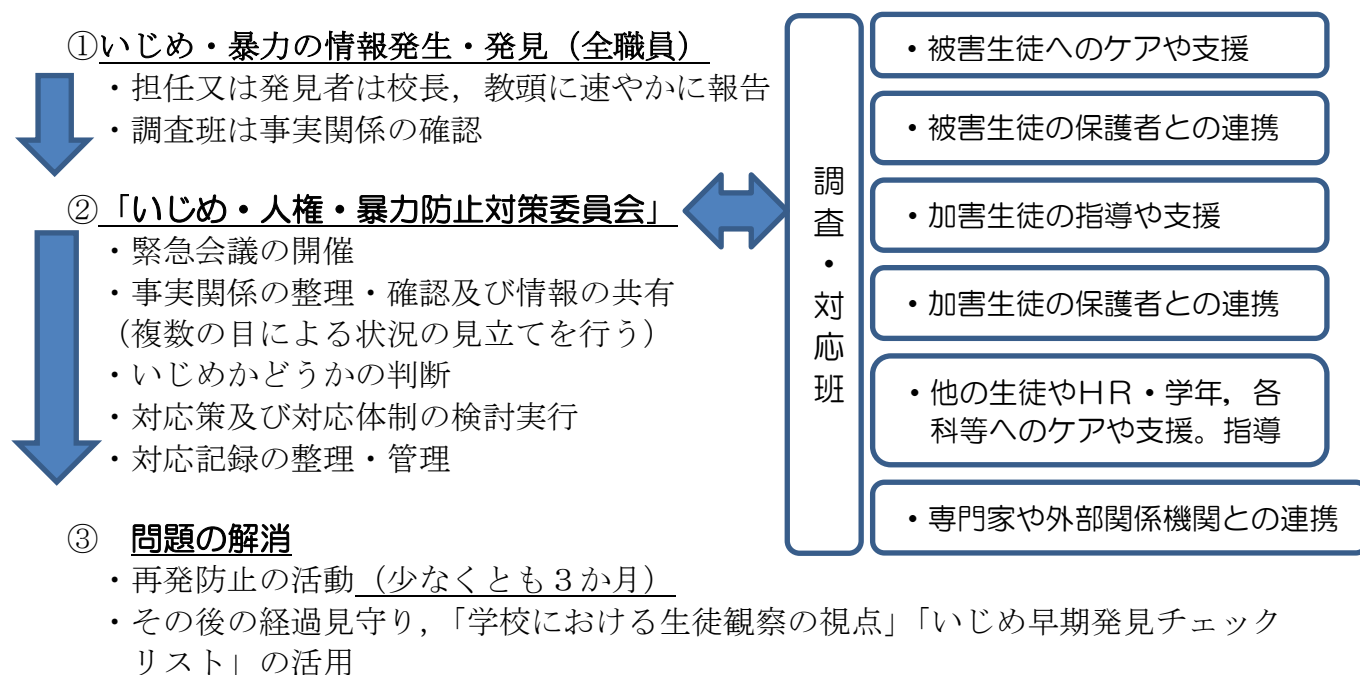
- ・ いじめに係る行為が止んでいること（少なくとも3か月）
- ・ 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめが解消に至っていない段階では、被害生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する。

4. いじめ等の迅速対応(組織体制図)



5. いじめに対する措置(いじめ事案への対応)



VI 重大事態の対応

1. 重大事態の発生と調査

いじめの重大事態については、本基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月文部科学省）」により適切に対応する。

（学校の設置者又はその設置する学校による対応）

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

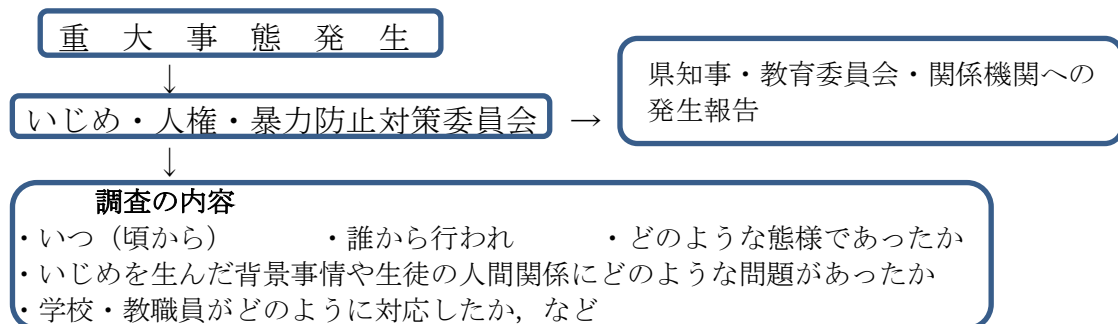
3 第1項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

①重大事態の意味

重大事態とは、法第28条及び国の基本方針により以下の内容となる。

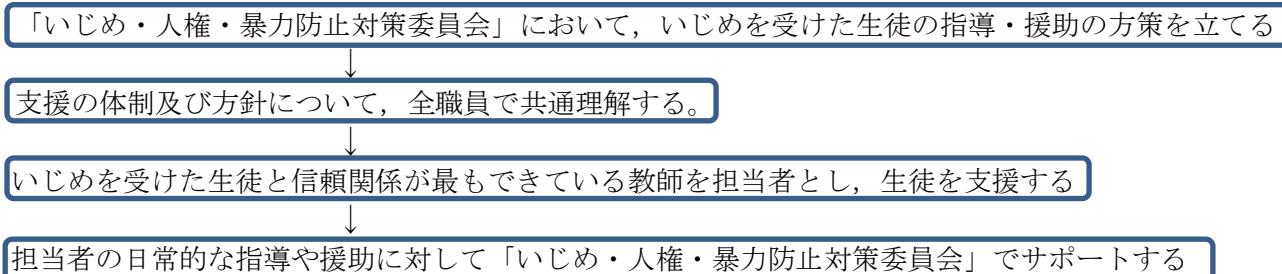
	法 28 条	国の基本方針
第1項	いじめにより当該学校に在籍する児童等の <u>生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。</u>	○児童生徒が自殺を企図した場合 ○身体に重大な傷害を負った場合 ○金品等に重大な被害を被った場合 ○精神性の疾患を発症した場合
第2項	いじめにより当該学校に在籍する児童等が <u>相当の期間</u> 学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。	○不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。 ○ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、県教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手する。
その他	○生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。	

②重大事態の調査（教育委員会を通じて県知事への事態発生について報告する）



この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。
なお、この調査は、民事・刑上の責任追及やその他の争訟等へ対応を直接の目的とするものではなく、学校等が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種発生防止を図るものである。

③対応の手順



2. 調査結果の提供及び報告

①いじめを受けた生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条第2項 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする

②調査結果の報告

調査結果については、県教育委員会を通じ県知事に報告する。

上記の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒又はその保護者所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて県知事等に送付する。

③再調査の実施

(公立の学校に係る対処)

第30条第2項 前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第28条第1項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

④再調査結果を踏まえた措置等

(公立の学校に係る対処)

第30条 地方公共団体が設置する学校は、第28条第1項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。

(省略)

3 地方公共団体の長は、前項の規定による調査を行ったときは、その結果を議会に報告しなければならない。

(省略)

5 地方公共団体の長及び教育委員会は、第2項の規定による調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

VII その他いじめ防止等のための対策に関する重要事項

1. 年間計画（職員研修、生徒・保護者への周知、いじめ防止等の取組等）による実施

	取組内容 / 月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
委員会	・いじめ防止対策委員会の開催 ・職員研修：基本方針の確認等 ・アンケートの計画・実施・対処 ・基本方針の見直し ・相談窓口の開設（S C相談含）	○ ○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
生徒への取組	・年度初めの取組周知 ・アンケート実施 ・アンケート結果に基づく対処 ・個人面談 ・学校評価アンケート	○ ○		○	○ ○ ○	○				○ ○	○		○
保護者への取組	・学校基本方針の周知・連携依頼 - ー取組・相談窓口の周知 - ーいじめサインシートの配布 ・三者面談等 ・学校評価アンケート	○	○		○					○		○	
地域・関係機関	・学校評議員会 ・学校評価アンケート ・学校・警察連絡協議会	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

2. PDCA サイクルによる取組の検証・評価と学校いじめ防止基本方針の見直し

①学校評価アンケート（年1回：生徒・保護者・職員等）を基にした検証・評価
学校いじめ防止基本方針において、いじめの防止等のための取組に係る達成目標を設定し、学校評価において目標の達成状況を評価する。

②学校いじめ防止基本方針の見直し（取組内容・方法等の見直し含む）
評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図る。学校いじめ防止基本方針を見直しするに当たっては、方針を検討する段階から保護者、地域住民、関係機関等の参画を得た学校いじめ防止基本方針になるように努める。また、生徒とともに、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から、学校いじめ防止基本方針の策定に際し、生徒の意見を取り入れるなど、いじめの防止等について生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。

いじめ・人権・暴力防止対策委員会記録報告書（記入例）

記入者名

報告期日	20xx 年	月	日	曜日
緊急会議	☐ 校長	☐ 教頭	☐ HR 担任	☐ 第 1 発見者（ ）
対策会議	☐ 校長	☐ 教頭	☐ HR 担任	☐ 第 1 発見者（ ）
	☐ 教育相談	☐ 生徒支援担当職員	☐	（ ）

被害者と思われる生徒				加害者と思われる生徒			
	氏 名	学年	性別		氏 名	学年	性別
V	沖縄 太郎	1 年	男	A	琉球 次郎	1 年	男
				B	沖縄 花子	1 年	女
日 付		内 容					
4 月 15 日（土）		Vは部活帰りに、Aにパンと飲み物（250 円ほど）を無理矢理おごらせ、A と一緒にいたBに対しても A に強要されて飲み物を買わされた。					
4 月 25 日（火）		V は部活帰りに路上で A に呼び止められ、再度					
4 月 26 日（水）		V の訴えを受けいじめ・人権・暴力防止対策委員会(緊急会議)を開催。					
4 月 28 日（金）		生徒支援部主任及び担任から A に事実確認を行う。A は事実を認める。					
5 月 2 日（火）		いじめ・人権・暴力防止対策委員会					
5 月 8 日（月）		臨時職員会議					
（今後の指導方針予定：何を、いつ、どうする。懲戒の際はその内容）							
5 月 12 日（金）に A、B へ校長から嚴重注意。説諭。今後繰り返すことがあれば、懲戒対象になり得ることを説明。							
（特記事項：当該生徒と信頼関係のある教師、これまでの指導等）							
信頼関係のある教師 V：担任、部活顧問 A：〇〇科▲▲教諭 B：担任、養護教諭これまで「いじめ」に対しては、嚴重注意→保護者呼び出し→懲戒指導の手順を取っている。全生徒ともこれまで指導経歴無し。							

校 長	教 頭	教 頭	関 係 者
検			
印			

学校における生徒観察の視点

場面等	観察の視点(変化に気づく)	
S H R	☐ 遅刻・欠席が増える ☐ 表情が暗くうつむきかげん	☐ 遅刻寸前の登校が増える ☐ 出席確認時の返事の声が小さい
授業の開始時	☐ 忘れ物が多くなる ☐ 机・椅子が散乱している ☐ 一人だけ遅れて教室に入る	☐ 涙を流した気配が感じられる ☐ 周囲がざわついている ☐ 机が別の位置にある
授 業 中	☐ 正しい返答を揶揄される ☐ 頭痛腹痛を頻繁に訴える ☐ 文字の筆圧が弱くなる ☐ 不真面目な態度が目立つ	☐ ひどいあだ名で呼ばれる ☐ グループ・班分けで孤立する ☐ ぼんやり一人であることが多い ☐ ふざけて質問をする
休 憩 時	☐ わけもなく階段を歩く ☐ 用もないのに職員室に来る ☐ 集中してボールを当てられる ☐ 保健室への来室が増える	☐ 一人でいることが多い ☐ 遊びの中に入れない ☐ トイレに行く回数が多い ☐ 悪ふざけをすることが多い
昼 食 時	☐ 弁当にイタズラされる ☐ グループから外される	☐ 弁当を隠されたり食べられたりする ☐ 好きなメニューを他人に譲る
清 掃 時	☐ 一人が残ることが多い ☐ 清掃を一人でさせられるなど、嫌がる仕事を押しつけられる	☐ 目の前にゴミを捨てられる
放 課 後	☐ 服装の汚れ・破損がある ☐ 急いで一人で帰宅する ☐ 部活動に参加しなくなる	☐ 擦り傷や鼻血のあとがある ☐ 用もないのに教室に残る ☐ 他の子の荷物を持っている
動作・表情等	☐ おどおどした感じを与える ☐ 寂しそうな表情をする ☐ 委員や係等を辞退する ☐ 乱暴な言葉遣いをする	☐ 視線を合わせようとしない ☐ 独り言をよく言う ☐ 手イタズラが目立つ ☐ 反抗的態度が増える
持 ち 物 服 装 容 儀 等	☐ 教科書にイタズラ書きがある ☐ 靴、体育着等が隠される ☐ 高価な物を持ってくる	☐ 掲示物を破られる ☐ 急に携帯電話を使わなくなる ☐ 目立つ服装をしってくる
そ の 他	☐ トイレ等に落書きを書かれる ☐ 小動物に残虐行為をする	☐ 提出物が遅れる ☐ 校則違反、問題行動をする

家庭用「いじめ早期発見チェックリスト」

日頃のお子さんの様子を見て、当てはまる項目に○印を付けて下さい。「○印の数が増えて気になる」「いつまでも好ましくない状態が続いて心配である」など有りましたら、**担任**又は**教育相談係**に相談して下さい。

番号	項 目	チェック欄	
		1 回	2 回
1	登校をしぶるようになった。		
2	朝、起きるのが遅くなった。		
3	食欲がない、又は食事の量が減った。		
4	家族のいる前で携帯電話を使わなくなった。		
5	メール等を見たあと、不機嫌になったり表情がくもるようになった。		
6	学校での出来事を話さなくなった。		
7	交友関係が変わったように感じる。		
8	一人で部屋に引きこもり、友人と遊ぶことが少なくなった。		
9	お金を欲しがるようになった。		
10	物をなくしたり、壊したりすることが増えた。		
11	ちょっとした事にも、びくびくするようになった。		
12	自分の部屋にいる時間が増えた。		
13	小さな傷が増えた。		
14	質問されることをいやがるようになった。		
15	親が知らない人からの電話が増えたように感じる。		
16	過度にX・Instagram等のSNSの書き込み等を気にする様子がある。		
17	帰宅時刻が遅くなってきた。		
18	言葉遣いが荒くなったり、感情の起伏が激しくなったりする。		
19	買い与えていない物を持つようになった。		
20	金遣いが荒くなった。		

■学校の電話番号：0980（52）3389

■学校のFAX番号：0980（54）1489